

警報等発表時の授業措置(改訂版)

(本校の所在地は 久世郡久御山町林(京都府山城中部))

1. 午前7時現在、次の警報等が発表されている場合、自宅待機とする。
 - ① 山城中部に『危険警報・特別警報(警戒レベル4相当以上の警報)』または『暴風警報』が発表されている場合。
 - ② 山城中部またはそれを含む地域に『危険警報・特別警報(警戒レベル4相当以上の警報)』またはそれらの警報解除後何らかの『警報』が発表されている場合。
 - ③ 学校所在地またはそれを含む地域に『避難指示』・『避難勧告』が発表されている場合。
2. 午前11時までに上記 ① ② ③ の警報等がすべて解除された場合、午後1時15分からSHRを行った後、第5校時からの授業を行う。
3. 午前11時現在、引き続き上記① ② ③ の警報等が発表されている場合、臨時休業とする。
4. 自宅地域で次の警報等が発表されている場合、自宅待機すること。状況によっては保護者と相談し、身の安全を守る行動をとること。
 - ① 『危険警報・特別警報(警戒レベル4相当以上の警報)』または『暴風警報』が発表されている場合
 - ② 『危険警報・特別警報(警戒レベル4相当以上の警報)』または それら解除後何らかの『警報』が発表されている場合。
 - ③ 『避難勧告』・『避難指示』が発表されている場合。

ただし、上記2に基づき、授業が実施された場合、自宅地域の警報等が解除されしだい速やかに登校すること。
5. その他
 - ① 登校途中に危険警報・特別警報または暴風警報が発表された場合、身の安全を確保し、可能な限り帰宅すること。
 - ② 「授業の実施(変更)」や「臨時休業」等の情報は、本校のHP 及び「さくら連絡網」に掲載する。
【URL PC】 <http://www.kyoto-be.ne.jp/kumiyama-hs/mt/>
 - ③ 学校の措置により欠席した場合、所定の手続きが認められれば欠席とはならない。
 - ④ 臨時休業した場合、原則としてその学期中に回復措置をとるものとする。

	暴風警報		危険警報・特別警報 (警戒レベル4相当以上の警報)		
	発令時	解除時	発令時	上記警報解除後	
				いずれかの警報発令	全ての警報解除
午前7時時点	自宅待機	通常校時	自宅待機	自宅待機	通常校時
午前11時までに	自宅待機	13:15よりSHR 第5校時より授業	自宅待機	自宅待機	13:15よりSHR 第5校時より授業
午前11時時点	臨時休業		臨時休業		

